

2024（令和6）年度 佐賀支部事業実施状況について



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

1 . 基盤的保險者機能關係

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
I 健全な財政運営			
・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。	・支部評議会において、令和7年度保険料率に関する論点について丁寧に評議員へ説明のうえ評議会意見を聴取し、本部へ評議会意見、支部長意見を提出した。 ・令和5年度決算に係る広報とあわせて協会が置かれている厳しい財政状況等を加入者・事業主にご理解いただくため、納入告知書同封チラシ等を活用して情報発信を行った。 ・佐賀県保険者協議会において、佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの一部改定に関して、糖尿病性腎症による新規透析導入者数に係る目標値の設定方法について協議を行った。	(設定なし)	—
II 業務改革の実践と業務品質の向上			
① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底			
・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。 ・健康保険制度や各種給付金等の記載方法等について加入者に周知し、迅速かつ円滑な事務処理を実現する。	・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図るため、定期的に勉強会を実施し、知識の習得および職員意識の改革に努めている。 ・算定事務説明会や健康保険委員研修会など、協会から発信する機会を積極的に活用し、申請時に誤りの多い項目をテーマに取り上げるなど、事務処理の効率化に向けた周知を行った。	(設定なし)	—

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
② サービス水準の向上			
・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。	・サービススタンダードについて、安定した業務処理体制で維持運営できたことにより100%達成を継続できた。 ・電話対応職員のスキル向上のため、定期的に勉強会や職場討議を実施し、丁寧な説明を心がけるなど質の向上に取り組んだ。併せて郵送による申請についてのご案内も積極的に行った。 ・電話対応について、お客様満足度調査で前年を下回った挨拶について、まずはオープニングで元気な挨拶と名乗りを行うことの徹底を図るために、日々の朝礼時に意識づけを行った。	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	サービススタンダード ◎100%【3月末】 （前年度：100%） 郵送化率 ◎89.4%【3月末】 （前年度：89.4%）
③ 現金給付等の適正化の推進			
・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。	・傷病手当金と障害年金等や労災の休業補償給付との併給調整について、進捗管理を徹底し、調整漏れのないよう適正給付に取り組んだ。 ・支給決定後の事後調査で、遡及して標準報酬月額が改定されたことにより、傷病手当金及び出産手当金の更正決定を行った事案について、保険給付適正化PTで内容の精査・確認を行ったところ、不正等はなかった。 ・海外出産育児一時金について、厳格な書類審査の徹底に取り組み、不正防止に努めた。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診の申請書を重点的に審査し、加入者に対する文書照会および施術所あてに申請書を返戻して確認を行うなど適正化に取り組んだ。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費については、同意書の確認を徹底し、長期かつ頻回受診の申請を中心に不備等があれば返戻するなど適正化に取り組んだ。 ・被扶養者資格再確認について、マイナンバーを活用し、同居・別居の情報や課税収入が扶養の範囲を超えている等を記載したリストを事業所あてに送付した。結果、被扶養者の削除人数は477人となった。また、未送達となった事業所14件について、所在地調査等を行いすべて送達完了となった。	（設定なし）	—

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
④ レセプト点検の精度向上			
・レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、新システム（AI）により、コンピュータチェックで審査が完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・資格点検、外傷点検について、レセプトの返戻や返還請求、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求を適正かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。	<内容点検> ・自動点検結果や自支部マスタについて、毎月の傾向を全点検員で検討会を開き、意見の集約を行い、メンテナンスを実施し、少しずつ効率的な自動点検を行うことができた。 ・本部から提供される支払基金のレセプト審査区分ごとの再審査査定結果について、再審査率の高い「目視対象レセ」を優先に点検することにより、効率的に点検することができた。 ・他支部の高額査定事例の周知・共有を図り、5,000点以上の高点数レセプトを優先した点検を実施した。 ・診療報酬改定の査定事例を中心とした外部講師による研修を行い、知識の習得および疑義解決に向けて非常に効果的であった。 <資格点検> ・資格エラーの全件チェックを実施し、無資格受診者等への返還請求を確実に実施した。 <外傷点検> ・外傷点検および負傷原因照会を適切に実施し、「第三者行為による傷病届」の未提出者については、通常の催告に併せて弁護士名催告を活用し、損害賠償請求等の強化を図った。	①協会のレセプト点検の査定率 （※）について対前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	査定率 ●0.100%【3月末】 （前年度：0.118%） 1件当たりの査定額 ◎7,980円【3月末】 （前年度：6,184円）

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化			
・発生した債権（返納金・損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話催告等による早期回収に取り組むほか、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率向上を図る。 ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。	<債権管理・回収業務> ・オンライン資格確認により資格喪失後受診が全国的に増加する中、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話催告等による早期回収に取り組むほか、各種スキーム（保険者間調整、弁護士名催告、法的手続等）を積極的に活用したことにより回収強化が図られた。 <被保険者証回収業務> ・業務マニュアル等に基づき、一次催告、二次催告を確実に行うとともに、被保険者証回収不能届により電話番号が判明した者に対し、電話による証返納催告を実施した。 ・資格喪失届提出時の保険証の添付や資格喪失後受診による返納金の発生防止のためには、オンライン資格確認の円滑な実施が重要であることから、事業主からの資格関係届の早期届出について、日本年金機構へ周知徹底についての協力依頼を実施した。	①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする ②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする	保険証回収率 ● 86.41%【3月末】 （前年度：87.60%） 返納金債権回収率 ◎ 88.74%【3月末】 （前年度：84.93%）
Ⅲ I C T 化の推進			
i）オンライン資格確認等システムの周知徹底 ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 ii）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。	・医療保険者等向け中間サーバーに登録されている情報の正確性を担保し、加入者の方に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者が加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、加入者に対して、「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下4桁）」を2回（令和6年9月と令和7年2月）に分けて送付を行った。 ・マイナ保険証の利用促進について、各種説明会や研修会等での周知および納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報を行った。	（設定なし）	—

2. 戰略的保險者機能關係

2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
I) データ分析に基づく事業実施			
① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上			
・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・分析成果等を調査研究フォーラムや調査研究報告書の掲載等に積極的に応募し、支部が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 ・本部において開催される医療費・健診データ等の分析方法の説明会や統計分析研修に職員を参加させることにより、支部における調査研究の質の底上げを図る。	・佐賀支部の医療費等の動向（令和４年度版）を作成し、支部においてエビデンスに基づく事業を実施するための基礎資料として評議会で報告した。 ・鳥栖市における健康づくり事業（市町（地域）と協会けんぽ（職域）の共同事業）を実施。具体的には、鳥栖市主催の鳥栖市住民等の健康状態等に関する分析結果を活用した研修会や鳥栖スタジアムでのイベント開催時において、健康づくり啓発を目的とした共同ブースの出展等。 ※上記のほか、令和５年度、令和６年度モデル事業として、鳥栖市職員による協会けんぽ加入者（被扶養者）への特定保健指導の実施（15名）。 また、佐賀労働局と佐賀支部が連携して、働く世代の健康づくりを連携して行うことを目的に、佐賀労働局と包括連携協定を締結した。（３月） ・調査研究フォーラムにおいて、「若年メタボ該当者へ健診前に送るナッジ通知の効果」と題して調査研究報告を実施し、佐賀支部の事業とその結果を発表した。 ・本部が開催する統計分析研修に佐賀支部職員が参加し、Tableauをはじめとした分析ツールの効果的な活用方法を身に付けることにより、支部の分析能力の底上げを図った。	(設定なし)	—
② 保険者努力重点支援プロジェクト			
・データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象３支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、令和５年度に決定した保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施する。なお、その際には、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した取組や意見発信等も行う。	・本部と連携のもと、外部有識者の助言を得ながら、医療・健診等データを用いた支部間の医療費格差等の要因分析等を実施し、そこから得られた支部の課題に応じた施策の事業化を行った。 ・令和６年度においては、次の事業を実施した。 ①喫煙習慣のある被保険者に対する個別の情報提供 ②胸部エックス線検査で「要精密検査（又は要治療）」の判定を受けた被保険者であって、医療機関未受診者に対する医療機関受診勧奨 ③35～39歳の被保険者に対する個別の情報提供（生活習慣の改善（発症予防）に向けた運動及び食事に関する情報提供）	(設定なし)	—

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
Ⅱ）健康づくり			
① 保健事業の一層の推進			
第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組（がばい健康企業宣言）」を柱として策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標（糖尿病による人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて着実に実施する。実施に際しては、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。	【第2期計画の実施状況及び取り組みの中で生じた課題】 ・人工透析の新規導入者は減少傾向にあるが、代謝リスク保有者の割合（減少）が改善されていない。 ・健診で糖尿病等が疑われても約6割が放置している。 ・人工透析の新規導入者には糖尿病以外の患者も存在する。 【第3期計画の方針】 ・糖尿病等未治療者への受診勧奨の推進 ・メタボリックシンドローム（予備群含む）以外で代謝リスクが高い集団や若年層への対策 ・CKD対策が必要かどうかの検討（第3期の中間評価時）	（設定なし）	—

2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上			
・被保険者に対する生活習慣病予防健診について、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢が拡大されることから、事業所及び委託している健診機関へ積極的に情報発信し、健診受診率向上を目指す。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局と連携し、未取得事業所への積極的な勧奨を確実に実施する。 ・市町と連携して特定健診とがん検診の同時実施の拡充を図るとともに、年間を通して受診が可能となるよう、更なる受診環境の充実を図ることにより受診率の向上を目指す。 ・主な重点施策「健診事業」 ○被保険者 ・健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ・新規の生活習慣病予防健診委託機関の拡大 ・外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ○被扶養者 ・支部主催の集団健診の実施（10月～2月） ⇒健診当日保健指導の実施 ⇒専門フリーダイヤルによる予約 ⇒豊富なオプション検査（無料、有料） ・特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） ・市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 ・職場健診を受けた被扶養者の事業者健診データ取得事業	【被保険者】 ・健診推進経費を最大限に活用した勧奨（応募） →44機関中37機関が応募。18機関が目標値を達成。 ・外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 →提供依頼書取得数_301事業所に対して勧奨を実施し、244件提供書を取得できた。事業所からの事業者健診データ取得数_2,115件（本事業における取得率20%）。本事業を含む事業者健診データ取得総件数は6,046件（前年度比－931件）。 ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 →毎月、対象者を抽出し送付を実施。 ・小規模事業所への生活習慣病予防健診受診勧奨 →年度を通して12機関実施 【被扶養者】 ・支部主催の集団健診 →17会場、22日間実施。受診者数_1,201人（前年＋14人） ・重点地区（唐津地区）集団健診及びがん検診同日の実施 →唐津市（2/27_151人）、伊万里市（2/26_91人） ・特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） →1月時点の未受診者（唐津市、伊万里市除く）23,501人に送付。 ・職場健診を受けた被扶養者の事業者健診データ取得（6/10時点） →唐津市、佐賀市、鳥栖市の未受診者に3月上旬9,000件発送。171件返信あり（うち有効データ120件）。	①生活習慣病予防健診実施率を65.7%以上とする ②事業者健診データ取得率を9.2%以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を27.3%以上とする	※情報系システム（tableau）でのKPI確認（令和7年度） 生活習慣病予防健診受診率 ●61.9%【3月末】 （前年度：68.4%） 事業者健診データ取得率 ●5.2%【3月末】 （前年度：6.2%） 被扶養者の特定健診受診率 ●24.4%【3月末】 （前年度：23.9%）

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
③ 特定保健指導実施率及び質の向上			
i) 特定保健指導実施率の向上 ・ 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ii) 特定保健指導の質の向上 ・ 2024年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果がでたことを評価するアウトカム指標が導入されることから、特定保健指導実施者（保健師等）の質の向上が一層期待される。保健師等の質の向上を目指し、特定保健指導終了者への満足度調査を実施するとともに、特定保健指導外部委託機関と合同での研修会を実施する。 ・ 主な重点施策«保健指導事業» ○被保険者 ・ ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ・ 健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ・ 特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知の実施 ・ 外部委託先との合同研修（好事例の共有）、意見交換会の実施 ・ 保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 ・ 特定保健指導終了者への満足度調査（全数） ○被扶養者 ・ 支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化 ・ 市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市における健康づくり事業の実施 ※令和5年度、令和6年度モデル事業	i) 特定保健指導実施率の向上 ・ 2022年度版標準モデルに沿った特定保健指導利用案内の徹底により、利用案内率は72.3%(R4年度)から、81.6%(R5年度)、84.8%(R6年度)と確実に上昇している。 ・ 健診当日の初回面談実施の推進について、実地調査を活用し、新たに1機関と契約(山元記念病院)。 ii) 特定保健指導の質の向上 ・ 保健師等の質の向上を目指し、特定保健指導終了者への満足度調査(全数)を実施した(R6.12.12)。満足度42.3点(50点満点)と高かった。 主な重点施策«保健指導事業» ○被保険者 ・ ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進→3,484件勧奨し、545件の実績評価につながった。 ・ 健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大→勧奨等を行うも新規委託機関獲得には至らなかった。 ・ 特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知の実施→前年度該当者(若年層含む)14,252人に生活習慣改善及び特定保健指導の勧奨を行った。 ・ 外部委託先との合同研修実施(R6.7.26)。外部委託機関18機関のうち14機関、31人が参加。実施率の伸びが高かった伊万里有田共立病院の好事例報告を共有し、直営保健師等と意見交換を行った(効果的な資材等)。 ・ 保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上→保健指導推進経費について、前年度実績を上回り、報奨金を得たのは6機関であった(前年度2機関)。 ・ 特定保健指導実施者への満足度調査(全数)→1,040人に満足度アンケートを実施し185人の回答があった(回答率17.8%)。満足度42.3点(50点満点)と高かった。 ○被扶養者 ・ 支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化→健診当日の分割での特定保健指導を実施したことで、前年度から大幅に増加し目標を達成(実施者数_103人)。 ・ 国保と連携したモデル事業として、鳥栖市職員による協会けんぽ加入者(被扶養者)への特定保健指導を実施(15名)。	①被保険者の特定保健指導実施率を27.6%以上とする ②被扶養者の特定保健指導実施率を12.0%以上とする	特定保健指導実施率(被保険者) ●23.4%【3月末】 (前年度：25.2%) 特定保健指導実施率(被扶養者) ◎24.2%【3月末】 (前年度：18.8%)

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
④ 重症化予防対策の推進			
・従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」の上位目標（人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて、糖尿病、高血圧症、LDLコレステロール高値未治療者の確実な受診を促す。 ・外部委託による一次及び二次勧奨対象者への電話勧奨を強化する。 ・早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。 ・従業員への受診勧奨促進のため、文書による事業主への受診勧奨協力依頼を実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取組を実施する。	【未治療者への受診勧奨】 ・R6.10より、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データ取得者のうち、受診勧奨域にある者に対し、新たに受診勧奨を実施した（被扶養者66人、事業者健診データ取得者95人 計161人）。 ・専門機関への勧奨業務委託を実施。3,891件の文書勧奨及び3,581件の電話勧奨を実施。※10月より2次勧奨の一部を内製化。 ・事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のためのチラシを作成し、R7年度生活習慣病予防健診の案内と一緒に全事業所に送付。 【糖尿病性腎症重症化予防】 ・佐賀県糖尿病重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。 →3名参加あり。	・健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を36.4%以上とする。	受診した者の割合 ◎37.6%
⑤ コラボヘルスの推進			
・健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所や業界団体等との周知広報の連携を継続し、健康づくりの取組の充実を図る。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を推進する。	【健康宣言事業所数の拡大】 ・未宣言事業所へ新規宣言にかかる文書勧奨を実施（8～9月 合計1,510事業所） ・全職員参加の支部医療費適正化プロジェクトにおいて、文書勧奨後に未宣言事業所へ電話・訪問勧奨を実施（8～9月 合計22事業所へ訪問） 【健康宣言の取組充実】 がばい健康企業宣言2024優良企業数 427社 ・前年度比58社増（前年度369社） ・佐賀県主催「佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」にがばい優良認定事業所から6社推薦し、内1社が県知事表彰受賞 ・優良認定事業所（商工会議所1か所を含む）の取り組みを紹介した事例集を作成し、他事業所に提供を行うことで好事例の横展開を図った。 ・経済産業省が実施する「健康経営優良法人2025」において、がばい企業宣言事業所より大規模法人部門5社、中小規模法人部門98社（内ブライト500：2社、ネクストブライト1000：3社）が認定 【メンタルヘルス対策】 佐賀産業保健総合支援センターとの間で、メンタルヘルス対策の効果的な取組等の実施に向けた協議を進めている。	・健康宣言事業所数を940事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	健康宣言事業所数 ◎994事業所 （前年度：823事業所）

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
Ⅲ）医療費適正化			
① 医療資源の適正使用			
i）ジェネリック医薬品の使用促進 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組みとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、県や薬剤師会等の関係団体と連携のうえ、その導入状況等を踏まえた取組を実施する。 ii）ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策 ・ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や加入者への周知・啓発を図る。 iii）上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 i）～ iii）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。	i）ジェネリック医薬品の使用促進 ・佐賀県（健康福祉政策課、国民健康保険課）と連携し、佐賀健康維新県民運動啓発イベントにて、来場者にジェネリック医薬品に関する情報提供を実施。（11月） ii）ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策 ・月に20件以上のレセプトがある受診者に対して、かかりつけ医の必要性や適切な受診をお願いする文書を送付。 ・薬剤耐性対策として、抗菌薬の適正使用や抗菌薬が効かない細菌（薬剤耐性菌）が発生するケースがあること等をメールマガジンにて掲載。（5月） iii）上手な医療のかかり方 ・乳幼児の被扶養者が認定された被保険者宛に、医療機関への適正受診に係る情報冊子やジェネリック医薬品の使用促進に係る小冊子を送付。（7月,10月,2月） ・上手な医療のかかり方に関するランディングページ、バナーを活用し、佐賀支部のホームページにて広報を展開。（4月） ・佐賀支部公式アカウントによるLINE配信により、上手な医療のかかり方に関する情報配信を行った。（1月）	・ジェネリック医薬品使用割合 （※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	ジェネリック医薬品使用割合 ◎90.9%【令和7年1月】 （前年度：85.6%）
② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信			
i）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の実施状況の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii）医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。	i）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・佐賀県保険者協議会に支部長、企画総務部長等が出席し、第3期佐賀県医療費適正化計画の実績評価及び第4期佐賀県医療費適正化計画等の一部改定に関する協議に参画した。（7月,12月,3月） ii）医療提供体制等に係る意見発信 及び iii）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・佐賀県地域医療構想調整会議南部構想区域分科会に企画総務部長が出席した。（9月,2月） ・佐賀県保険者協議会において、データヘルス計画の推進等について協議を行い、各保険者の加入者に対する健康増進に向けた取組について情報の共有を行った。（3月）	（設定なし）	—

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
③ インセンティブ制度の周知及び検証			
・インセンティブ制度の実績について検証を行うとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	・納入告知書同封チラシで、令和4年度実績結果と5つの評価指標等について周知を行った。（4月） ・日本年金機構との合同研修会において、インセンティブ制度の概要と令和4年度結果の説明を行った。（11月）	（設定なし）	—
IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進			
・評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・加入者・事業主、健康保険委員等に対し、全国一高い保険料率という佐賀支部の現状を踏まえた医療費適正化への取組や健康づくりを広報テーマとし、様々な媒体（新聞・テレビ・WEB等）及び県や業界団体等との連携により幅広く情報発信することによって、生活習慣の改善や受診行動変容への動機づけを行う。 ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。	・協会けんぽ各種事業、健康保険制度の周知用冊子「協会けんぽGUIDE BOOK」を健康保険委員へ送付し、加入者の理解度促進を図った。（6月） ・季節の健康情報冊子を健康保険委員へ送付し、健康づくり・医療・食生活・運動等に関する情報を提供した。（7月、9月、12月、3月） ・「健診、保健指導、重症化予防（受診勧奨通知）」をテーマにした令和5年度制作の動画を活用し、TV CM、TVer CM、WEB広告、デジタルサイネージ、ラジオ等、多様な広報媒体にて広報を実施し、健診受診を始めとする加入者の健康づくりへの行動変容を促進した。（10月～3月） ・佐賀支部公式アカウントによるLINE配信を開始し、月2回、登録者へ健康づくり等情報提供を行った。（10月～3月） ・健康づくりサイクル（健診の受診、健診後の行動、日々の健康づくり）の定着を促すため、WEB広告を配信のうえ、啓発を実施した。（12月～2月） ・県や労働局と連携し、事業所のメンタルヘルスケアの一環として「心の健康づくりフォーラム」を開催した。（1月） ・日本年金機構との合同研修会を実施し、傷病手当金申請時の注意事項等について情報提供を行った。あわせて、佐賀県健康福祉政策課とも連携し、健康づくりに関する啓発を実施した。（11月）	①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を59.0%以上とする ②健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする	健康保険委員委嘱割合 ◎ <u>62.54%</u> （前年度：61.5%） 健康保険委員委嘱事業所数 ◎ <u>2,343事業所</u> （前年度：2,311事業所）

3. 組織・運営体制関係

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
I）人事・組織			
① 人事制度の適正な運用			
・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。	・人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図った。 ・個々の職員の目標に対する実績及び能力を定期的に評価し、その結果に基づいて適材適所の人員配置を実施した。	（設定なし）	—
② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成			
・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し（OJT）、また、役職に応じた階層別研修、業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修及び支部の課題に応じた支部独自研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。	・新規採用者（契約職員等）に対する協会職員として遵守すべき事項等について研修を実施した。 ・本部主導の研修として、ハラスメント防止研修（6月）、情報セキュリティ研修（7・9・11・1月）、個人情報保護研修（7・11・3月）、コンプライアンス研修（2月）、メンタルヘルス研修（10月）、リスク管理研修（8月、12月）を実施。 ・支部独自研修として、アサーティブ研修（10月）、電話応対研修（2月）を実施。	（設定なし）	—
③ 働き方改革の推進			
・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・また、法律に基づき本部が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。	・毎月の衛生委員会で年次有給休暇の取得状況や超過勤務者の状況を共有し、産業医のアドバイスのもと健康で働きやすい職場の整備に努めた。また、管理職による連絡会議の場でリフレッシュ休暇の取得を推奨する旨の発信が定期的に行われ、議事概要を通して支部全体に周知した。	（設定なし）	—

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
④ 風通しのよい組織づくり			
・職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、グループ間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。	・支部医療費適正化プロジェクトとして「がばい健康企業宣言」事業所数の拡大のための事業所訪問をグループ間の職員でペアを組んで実施した。プロジェクトの推進に加え、職員同士の連携を強める機会となった。 ・職員間のコミュニケーションの活性化を目的に、支部独自研修として、アサーティブ研修を実施した。	（設定なし）	—
⑤ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
・他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。	・ジェネリック医薬品使用促進を目的として、県主催の「心の健康づくりフォーラム」にて参加者へ広報（リーフレットの配布）を実施した。 ・支部医療費適正化プロジェクトとして「がばい健康企業宣言」事業所数の拡大を職員全員で推進することにより、健康宣言を通じた保健事業（健康診断・特定保健指導・重症化予防など）の業績向上に取り組んだ。	（設定なし）	—

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
Ⅱ）内部統制等			
① 内部統制の強化			
・本部における階層別研修や支部内研修及びeラーニングを活用し、職員の協会内の内部統制やリスク管理の重要性等について理解と醸成を図る。	・職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修を実施。 ・職員の協会内の内部統制やリスク管理の重要性等について、eラーニング等による研修を全職員が受講することにより、理解の深化を図った。	（設定なし）	—
② 個人情報の保護の徹底			
・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の適正使用と保護の徹底を図る。	・個人情報保護に対する職員の意識を高めるため、全職員を対象に個人情報保護研修を実施し、個人情報の適正な管理の徹底を図った。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を図るとともに、個人情報の漏えい事案等については、概要と原因を全職員に周知し、リスク管理の重要性及び発生防止の再徹底を行った。	（設定なし）	—
③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底			
・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知を継続的に実施し、利用の活性化を図る。	・全国健康保険協会行動規範の実践を図るべく、朝礼で全職員による行動規範の読み合わせを行った。 ・コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修の実施。 ・コンプライアンス委員会を開催し、支部コンプライアンス管理体制及び自主点検結果の確認を実施。 ・外部相談窓口について定期的に周知を行うとともに、執務室内にポスターを掲示した。	（設定なし）	—

3. 組織・運営体制関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
④ 災害等の対応			
・大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。	・安否確認システムによる非常時への模擬訓練、防災訓練を実施した。 ・事務処理誤りゼロ期間を設定のうえ、事務処理誤り発生防止策が確実に機能しているかを確認した。	（設定なし）	—
Ⅲ）その他の取組			
費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。	・8件の入札を実施。公告期間設定への配慮や公告後に前年度参加業者への周知を行うことにより参加率の向上を図った。 ・調達審査委員会を適宜開催し、調達の妥当性について審査した。	・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	一者応札割合 ◎12.5% （前年度：0%）